



Nagasaki City News Release

令和2年3月13日

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 市主催イベント等の開催可否の判断基準の適用期間を延長しました

担当 地域保健課

電話 829-1153

新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大を防ぐため、令和2年2月27日付「新型コロナウイルス感染拡大防止のための市主催イベント等の開催可否の判断基準」により、令和2年3月15日（日）までの市主催のイベント等にかかる判断基準について通知しておりましたが、令和2年3月10日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国の大規模なイベント自粛を10日程度継続する考え方が示されたことを踏まえ、次のとおり本判断基準の適用期間を延長することといたしますので、お知らせいたします。

1. 件名：新型コロナウイルス感染拡大防止のための市主催イベント等の開催可否の判断基準について
2. 対象：○市主催
○市が関与している実行委員会形式によるもの
（市主催のイベントの方針を踏まえて実行委員会において決定する）
○共催事業については、市主催イベントの方針を踏まえて共催者と協議のうえ決定する。
3. 適用期間：令和2年3月27日（金）までの実施分
※市主催イベント等のうち、本基準に基づき、中止・延期するものは、市HPに掲載しております。
 - (1) 開催するもの
 - ア 感染の拡大が懸念される状況下においても、特に緊急性・必要性が高いもの
（市民の生命、健康、生活に対する影響が大きいもの）
 - イ 事業効果を発揮するためには、この時期に実施することが必須なもの
（期限が設定されているもの、法定のもの、実施すべき時期が明確なもの）
 - (2) 中止又は延期とするもの
 - ア 感染の拡大が懸念される状況下で緊急性・必要性が低いもの
（趣味、学習、余暇の要素が強いものなど）
 - イ コロナウイルス感染症収束後に実施することで同じ効果を発揮することが期待できるもの
（集客・啓発イベント、講習会など）
 - (3) 開催時の対策
開催する場合も、風邪の症状がある方や体調が優れない方の参加を控えていただき、咳エチケット・頻繁な手洗いの励行、手指用アルコール消毒薬の設置等の徹底、会場のこまめな換気などの感染防止対策を実施します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための市主催イベント等の 開催可否の判断基準について

新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大を防ぐため、令和2年3月15日（日）までの市主催のイベント及び集会等について、本基準により開催可否を判断することとしていたが、3月10日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「大規模なイベント自粛を10日程度延長する」よう示されたことを踏まえ、本基準の適用期間を3月27日（金）まで延長する。

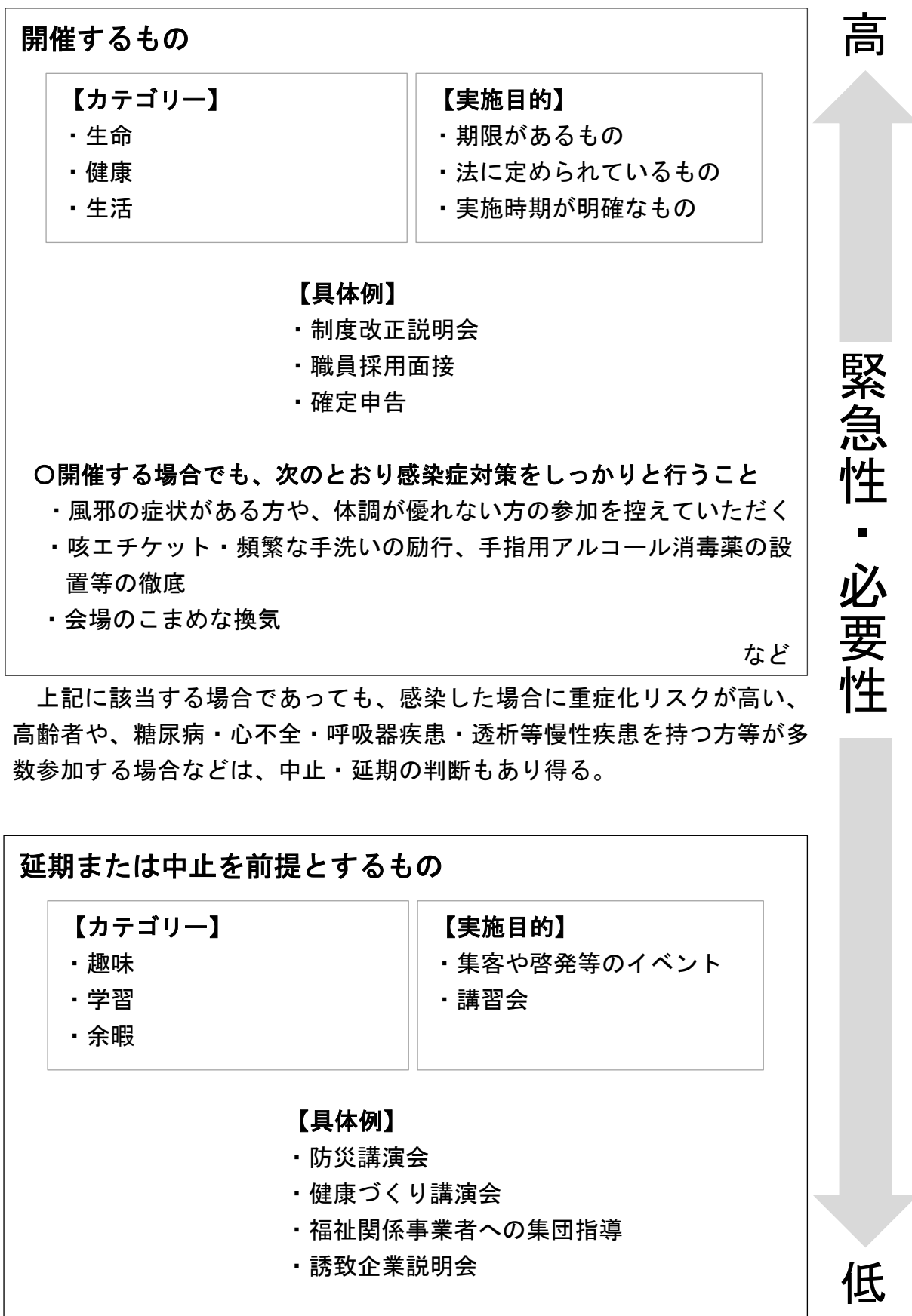
なお、この間に県内で患者が発生した場合及び国・県から新たな考え方が示された場合等は、この限りではなく、必要に応じて更新することとする。（学校行事については、文部科学省及び県教育委員会からの通知を踏まえ、各学校と教育委員会が協議して判断することとする。）

また、3月28日（土）以降のイベント・集会等の開催については、3月19日頃を目途に示される国の新型コロナウイルス感染症対策本部専門家会議の分析の内容を踏まえ、3月第4週（3/23～3/27）に改めて基準を設けることとする。

- 対象イベント等
 - ・市主催
 - ・市が関与している実行委員会形式によるもの
（市主催のイベントの方針を踏まえて実行委員会において決定する）
 - ・共催事業については、市主催イベントの方針を踏まえて共催者と協議のうえ決定する。

区分	内容
1 開催するもの	<p>次の（１）（２）いずれも満たすもの</p> <p>（１）感染の拡大が懸念される状況下においても、特に緊急性・必要性が高いもの （市民の生命、健康、生活に対する影響が大きいもの等）</p> <p>（２）事業効果を発揮するためには、この時期に実施することが必須なもの （期限が設定されているもの、法定のもの、実施すべき時期が明確なもの）</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正説明会 ・ 職員採用面接 ・ 確定申告 <p>* 上記の考え方で「開催するもの」となるもののうち、イベント・集会の特性（参加者の密度など）や参加者の特性（免疫力の低い人の参加）などにより、延期・中止が望ましいと考えられるものについては、延期・中止の判断を行う場合もあり得る。</p>
2 延期または中止を前提とするもの	<p>次の（１）または（２）に該当するもの</p> <p>（１）感染の拡大が懸念される状況下において、緊急性・必要性が低いもの （趣味、学習、余暇の要素が強いもの等）</p> <p>（２）コロナウイルス感染症収束後に実施することで、同じ効果を発揮することが期待されるもの （集客・啓発イベント、講習会等）</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災講演会 ・ 健康づくり講演会 ・ 福祉関係事業者への集団指導 ・ 誘致企業説明会

市主催のイベント等の開催可否の考え方



※学校行事については、文部科学省及び県教育委員会からの通知を踏まえ、各学校と教育委員会が協議して判断することとする。